

様式 1

様式 1（第 4 条関係）

認定申請書

申請年月日

埼玉県知事 様

事業者名            事業者名  
代表者職・氏名   代表者職・氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の認定を受けたいので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第 4 条の規定により申請します。

※ 以下の書類を添付すること。

- ・別紙 1－1 申請事業者概要書
- ・別紙 1－2 誓約書
- ・別紙 1－3 暴力団排除に関する誓約事項
- ・過去 1 年間の契約実績が 1 件以上確認できる書類（契約書・保証書の写し等）  
（契約・保証書の写し等に含まれる個人情報については、マスキング（黒塗り）するなど、見えないように加工を施し添付すること。）
- ・県内に事業所を置くことが確認できる書類（商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等）
- ・県税の滞納がないことを確認できる書類（直近の納税証明書等）

# PDF 出力画面イメージ

## 様式 1 - 1

様式 1 - 1 (第 4 条関係)

### 申請事業者概要書

#### 1 事業者に関する事項

		整理番号	(記入不要)	
<b>(1) 事業者の名称・所在地等</b>				
名称	事業者名	代表者職・氏名	代表者職・氏名	
所在地	〒 事業者郵便番号 事業者住所			
電話番号	事業者電話番号	E-mail	事業者メールアドレス	
連絡担当者	役職・氏名	連絡担当者		
電話番号	連絡担当者電話番号	E-mail	連絡担当者メールアドレス	
HP URL	事業者ホームページのURL			
<b>(2) 県内営業所</b>				
営業所名	営業所名			
所在地	〒 県内営業所郵便番号	電話番号	県内営業所電話番号	
	県内営業所住所	E-mail	県内営業所メールアドレス	
営業所名	営業所名#2			
所在地	〒 県内営業所郵便番号#2	電話番号	県内営業所電話番号#2	
	県内営業所住所#2	E-mail	県内営業所メールアドレス#2	
営業所名	営業所名#3			
所在地	〒 県内営業所郵便番号#3	電話番号	県内営業所電話番号#3	
	県内営業所住所#3	E-mail	県内営業所メールアドレス#3	
(3) 取扱設備	(3) 取扱設備			
(4) 事業の種類	(4) 事業の種類			
<b>(5) 過去の契約実績</b>				
	①太陽光発電設備	契約件数【太陽光発電設備】	件	
	②蓄電池	契約件数【蓄電池】	件	
	③V2H充放電設備	契約件数【V2H充放電設備】	件	
	④エネファーム	契約件数【エネファーム】	件	

様式 1-2 (第 4 条関係)

誓約書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第 4 条の認定の申請に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

記

誓約事項	チェック欄
1 省エネ・再エネ活用設備の販売・施工（販売に関する広告、勧誘、商談、見積り、契約の締結、施工等一切の行為をいう。以下同じ。）にあたっては、関連する法令を十分理解し、遵守します。	✓
2 省エネ・再エネ活用設備の仕様、性能、施工方法、費用、国や自治体の補助金、関連する制度、経済性、保証内容等について十分理解した上で、お客様に誤認を与えることなく、正しく認識いただけるよう、カタログ、見積書、各種資料等により、具体的な数値を示して、分かりやすく丁寧に正確な説明を行います。	✓
3 丁寧な対応、常識的な時間帯での連絡・訪問など社会的マナーを遵守し、契約を急かす強引な勧誘、長時間に渡る執拗な説明、「電気料金が安くなる」等の断定的な説明など、不誠実な販売活動は行いません。	✓
4 お客様の不利益になる事項や、健康、安全に関わる事項については、特に十分な説明を行います。	✓
5 高齢者や判断力に懸念のあるお客様に対しては、当該設備及び設置工事等に関する説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得た上で実施するものとします。	✓
6 お客様の希望内容や条件を確認し、現地調査を必ず行い、施工する住宅等の条件に適した製品や規格を提示します。	✓
7 見積りにあたっては、内訳明細を記載した見積書等を作成し、お客様に対し、設備・施工の各項目の内容と費用を分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明します。	✓
8 契約の締結にあたっては、契約書及び契約約款等の各項目の内容について、お客様に対し、分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明し、確認を行います。	✓
9 契約の解除に関する説明は特に正確かつ誠実にを行います。	✓
10 電力会社や経済産業省への申請・報告など必要な手続きについて、分かりやすく説明します。	✓
11 実現不可能な約束や、当社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしません。	✓
12 省エネ・再エネ活用設備の標準的な施工方法に基づき、関係法令等に適合するよう設計・施工します。同方法で設計・施工できない場合は、省エネ・再エネ活用設備メーカーに確認します。	✓
13 施工にあたっては、法令で定められた資格を有した者（太陽光発電設備、蓄電池、V2H 充放電設備の施工にあたっては、上記資格のほか、メーカーから施工！D を取得した者）が行います。	✓
14 施工にあたっては、契約時に説明し合意した内容に基づき、施工に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、安心・安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけないよう誠実に施工します。	✓
15 設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を提示するなどして正確に伝えます。	✓
16 従業員に対する教育指導を徹底し、接客の質の向上、専門知識の習得、技術・技能の研鑽に努めます。	✓
17 トラブルや苦情等に対して迅速・誠実に対応します。当社の従業員の対応が不十分な場合には、当社の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るよう努めます。	✓
18 上記の事項について、自ら実施しない場合は、それを請け負う事業者に遵守させます。	✓
19 取り扱う設備に関する相談体制を整え、お客さまの相談を受け付けます。	✓
20 県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力します。	✓

申請年月日

埼玉県知事 様

事業者名 事業者名  
代表者職・氏名 代表者職・氏名

様式 1 - 3 (第 4 条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリース契約を行うに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリース契約を行うに当たり、法人等が、上記1から4までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（5に該当する場合を除く。）に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

申請年月日

埼玉県知事 様

事業者名            事業者名  
代表者職・氏名 代表者職・氏名